

(案)

資料 2 - 2

第 6 期刈谷市障害福祉計画・
第 2 期刈谷市障害児福祉計画

令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度

【概要版】

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉に対するニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国の基本指針では、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害者施策の動向などを踏まえて、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取り組みが盛り込まれるなどの見直しがされました。

本市では、平成30（2018）年3月に策定した「第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画」の計画期間が令和2（2020）年度をもって終了することから、障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき新たに令和3（2021）年度を初年度とした「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

「第6期刈谷市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づくもので、主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定めるものです。

「第2期刈谷市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づくもので、主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定めるものです。

3 計画の期間

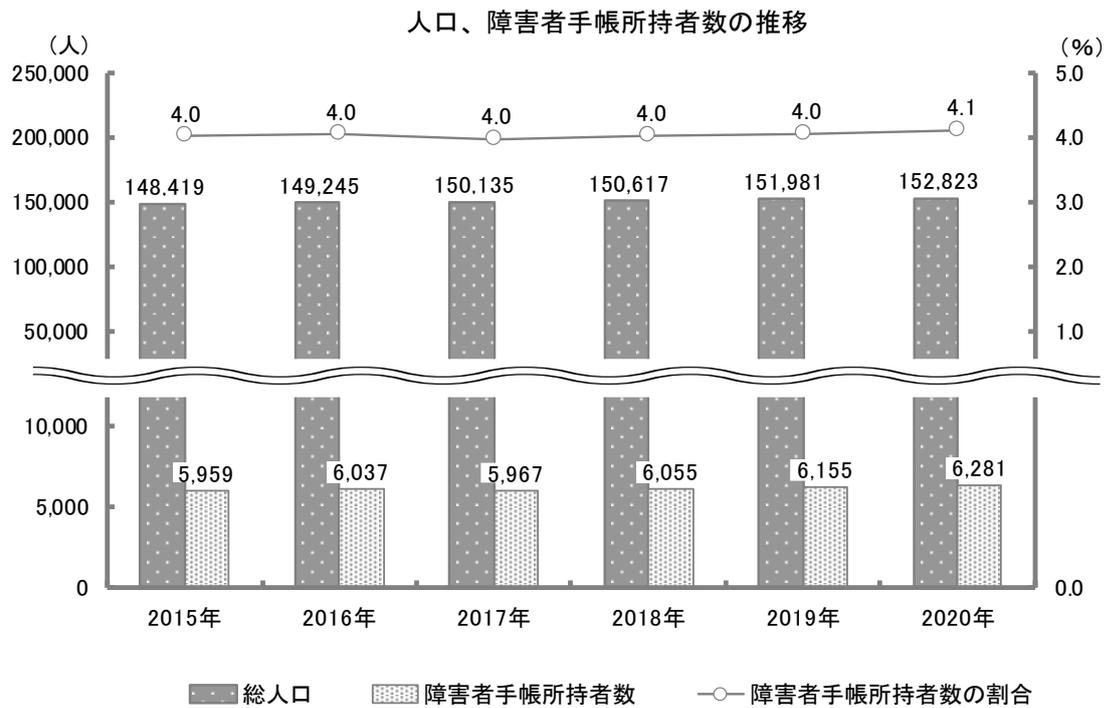
計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
刈谷市障害者計画					
第5期刈谷市障害福祉計画			第6期刈谷市障害福祉計画		
第1期刈谷市障害児福祉計画			第2期刈谷市障害児福祉計画		

4 障害者・障害児数の状況

本市の総人口は、令和2（2020）年4月1日現在152,823人で、年々増加しています。

障害者手帳所持者数は、令和2（2020）年4月1日現在6,281人で増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.1%とほぼ横ばいとなっています。



住民基本台帳（各年4月1日現在）

5 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基準数	
令和元（2019）年度末の施設入所者数	77人
目標値	
令和5（2023）年度末までの地域生活移行者数	3人 (基準数の3.9%)
令和5（2023）年度末の施設入所者数	77人 (基準数と同数)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	2021 年度	2022 年度	2023 年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	0	0	1
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	21	22	22
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	0	0	1

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年 1 回以上

活動指標	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1	1	1
検証及び検討の実施回数	3	3	3

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

基 準 数	
令和元（2019）年度の 一般就労移行者数	11 人
	うち就労移行支援 7 人
	うち就労継続支援 A 型 1 人
	うち就労継続支援 B 型 3 人
目 標 値	
令和 5（2023）年度中の一般就労移行者数	16 人 (基準数の 1.45 倍)
令和 5（2023）年度中の一般就労移行者数 (就労移行支援)	10 人 (基準数の 1.43 倍)
令和 5（2023）年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援 A 型)	2 人 (基準数の 2.00 倍)
令和 5（2023）年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援 B 型)	4 人 (基準数の 1.33 倍)
令和 5（2023）年度における一般就労へ移行した者のうち 就労定着支援事業の利用者数	12 人 (目標値の 75%)
令和 5（2023）年度における就労定着支援事業所の就労定着率 8 割以上の事業所の割合	70% 以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目 標 値	
令和5(2023)年度末までに児童発達支援センター設置	1か所以上
令和5(2023)年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有
令和5(2023)年度末までに重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
令和5(2023)年度末までに重症心身障害のある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上
令和5(2023)年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所以上
令和5(2023)年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上

活動指標	2021年度	2022年度	2023年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムなどの受講者数	0	0	15
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	10

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	実施

活動指標	2021年度	2022年度	2023年度
総合的・専門的な相談支援の実施	1,225	1,345	1,465
地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数	3	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	3	3	3

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	実施

活動指標	2021年度	2022年度	2023年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の構築及びその実施回数	12	12	12

6 障害福祉サービス・障害児通所支援等に関するサービスの見込み

サービス名		単位	見込み			
			2021年度	2022年度	2023年度	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	人/月	130	133	137
			時間/月	2,428	2,632	2,853
		重度訪問介護	人/月	22	24	26
			時間/月	4,124	4,499	4,874
		同行援護	人/月	14	14	14
			時間/月	127	135	144
	行動援護	人/月	2	2	2	
		時間/月	22	22	22	
	日中活動系サービス	生活介護	人/月	212	217	222
			人日/月	4,067	4,168	4,271
		自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1
			人日/月	3	3	3
		自立訓練 (生活訓練)	人/月	6	5	5
			人日/月	40	38	36
		就労移行支援	人/月	31	32	32
			人日/月	492	498	504
		就労継続支援 (A型)	人/月	111	112	113
			人日/月	2,152	2,172	2,192
		就労継続支援 (B型)	人/月	279	297	316
			人日/月	4,883	5,220	5,580
		就労定着支援	人/月	9	9	10
		療養介護	人/月	15	16	16
	福祉型短期入所	人/月	45	46	46	
		人日/月	360	368	368	
	医療型短期入所	人/月	5	5	5	
		人日/月	24	24	24	
	居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	1	1
		共同生活援助	人/月	98	106	114
施設入所支援		人/月	75	75	74	
相談支援	計画相談支援	人/月	89	93	96	
	地域移行支援	人/月	2	2	2	
	地域定着支援	人/月	1	1	1	
障害児通所支援等に関するサービス	児童発達支援	人/月	88	91	94	
		人日/月	1,033	1,040	1,047	
	医療型児童発達支援	人/月	1	1	1	
		人日/月	11	11	11	
	放課後等デイサービス	人/月	267	284	301	
		人日/月	3,244	3,506	3,768	
	保育所等訪問支援	人/月	18	19	20	
		人日/月	20	21	22	
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	3	4	5	
		人日/月	30	40	50	
	障害児相談支援	人/月	65	67	68	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3		

7 地域生活支援事業の見込み

サービス名		単位	見込み		
			2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	基本相談支援事業	か所	4	4	4
	基幹相談支援センター	か所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		件	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件	7	7	7
	自立生活支援用具	件	8	8	8
	在宅療養等支援用具	件	32	32	32
	情報・意思疎通支援用具	件	19	19	19
	排泄管理支援用具	件	2,397	2,423	2,449
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	手話通訳者設置事業	人	2	2	2
	手話通訳者派遣事業	件	278	281	283
	要約筆記者派遣事業	件	21	23	25
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	11	11	11
移動支援事業	人/月		112	116	120
	時間/月		1,130	1,195	1,263
地域活動支援センター事業	か所		6	6	6
	人/月		63	63	64
任意事業	移動入浴事業	人/月	10	10	11
	日中一時支援事業	人/月	64	65	66
		回/月	467	499	533
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	4	4	4
		定員数	180	180	180
	文化芸術活動振興	講座数	5	5	5
		定員数	100	100	100
	自動車運転免許取得・改造助成	人	10	10	11
更生訓練費給付	人/月	1	1	1	

8 計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくために毎年PDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

(2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。

